

地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能の強化・
充実のための都道府県ブロック会議（H30.12.25）

事例発表（未整備地域）：北見地域
（北見市・訓子府町・置戸町）

北見地域における地域生活支援拠点等の整備について

北見市保健福祉部 次長 遠藤 篤也
（北見地域の地域生活支援拠点等整備検討委員会 委員長）



写真：アドヴィックス常呂カーリングホール（国内最大の専用屋内施設）

目次

- 1 . 北見地域の紹介
- 2 . 障がい者と社会資源の状況
- 3 . 実施主体と整備の方向性
- 4 . 北見地域における整備の検討経過等
- 5 . 拠点等整備に向けた課題について
- 6 . 拠点等のイメージ図

2. 障がい者と社会資源の状況

障がい者（手帳所持者）の状況（H30.3.31現在）									
区 分		総数	割合	身体	割合	知的	割合	精神	割合
北見市	人 数	7,924	100.0%	5,562	100.0%	1,235	100.0%	1,127	100.0%
	65歳以上	4,496	56.7%	4,120	74.1%	99	8.0%	277	24.6%
	65歳未満	3,428	43.3%	1,442	25.9%	1,136	92.0%	850	75.4%
訓子府町	人 数	423	100.0%	324	100.0%	63	100.0%	36	100.0%
	65歳以上	257	60.8%	242	74.7%	6	9.5%	9	25.0%
	65歳未満	166	39.2%	82	25.3%	57	90.5%	27	75.0%
置戸町	人 数	226	100.0%	189	100.0%	21	100.0%	16	100.0%
	65歳以上	161	71.2%	152	80.4%	8	38.1%	1	6.3%
	65歳未満	65	28.8%	37	19.6%	13	61.9%	15	93.8%
北見市	人 数	7,924	100.0%	5,562	100.0%	1,235	100.0%	1,127	100.0%
	施設入所者	205	2.6%	102	1.8%	100	8.1%	3	0.3%
	在宅・GH等	7,719	97.4%	5,460	98.2%	1,135	91.9%	1,124	99.7%
訓子府町	人 数	423	100.0%	324	100.0%	63	100.0%	36	100.0%
	施設入所者	45	10.6%	31	9.6%	14	22.2%	0	0.0%
	在宅・GH等	378	89.4%	293	90.4%	49	77.8%	36	100.0%
置戸町	人 数	226	100.0%	189	100.0%	21	100.0%	16	100.0%
	施設入所者	11	4.9%	1	0.5%	10	47.6%		0.0%
	在宅・GH等	215	95.1%	188	99.5%	11	52.4%	16	100.0%

社会資源の状況（障がい福祉サービス事業所数：H30.3.31現在）									
市町村名	指定障害福祉サービス								
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	療養介護	生活介護	生活介護 (基準該当)	短期入所	
北見市	31	30	8	2		16	5	8	
訓子府町	1	1					1	1	
置戸町									
市町村名	指定障害福祉サービス								
	重度障害者等 包括支援	施設型 入所支援	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	共同生活援助(グ ループホーム)	
北見市		5		1	3	9	16	13	
訓子府町							1	1	
置戸町									
市町村名	指定通所支援								
	児童発達支援	医療型 児童発達支援	放課後等 サービス	保育所等 訪問支援	福祉型障害児 入所施設	医療型障害児 入所施設			
北見市	2		16						
訓子府町									
置戸町									
市町村名	指定相談支援（一般）		指定相談支援（特定）	指定相談支援		市町村名	H29サービス支給決定者数		
	地域相談支援 (地域移行支援)	地域相談支援 (地域定着支援)	計画相談支援	障害児 相談支援					
北見市	5	5	14	12		北見市	5,277		
訓子府町						訓子府町	65		
置戸町						置戸町	45		

3 . 実施主体と整備の方向性

実施主体

北見市、訓子府町、置戸町

- ・ 障害支援区分認定等審査会を共同設置（H18.4.1）しており、また、両町の障がいのある人が、北見市にある事業所のサービスを利用していることを考慮し、実施主体を3市町とした。

整備の方向性

整備エリアが3市町に及ぶ広域性を踏まえ、

- ・ 地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備」を基本。（「多機能拠点型整備」の見通しが不明な状況で検討開始。）
- ・ 総合相談窓口として、3市町の基幹相談支援センターを新設。
- ・ 先進事例視察、ニーズ及び社会資源の状況把握、課題整理

4 . 北見地域における整備の検討経過等

整備検討委員会設置前

平成27年3月	北見市第4期障がい福祉計画（H27～29） <ul style="list-style-type: none">平成29年度末までに、市町村又は北海道が定める障害福祉圏域において、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備する。
平成28年5月13日	地域生活支援拠点の整備に係る説明会 <ul style="list-style-type: none">道オホーツク総合振興局主催により標記説明会を実施。北見市、訓子府町、置戸町、地域づくりコーディネーター等が参加。道本庁担当者から、拠点のあり方及び先進地事例の説明を受けて意見交換。
平成30年2月	平成30年北見市議会第1回定例会代表質問答弁（抜粋） <ul style="list-style-type: none">「整備に向けては、近隣町の障がいのある人が本市にある事業所のサービスを利用していることを考慮し、～（略）～拠点を整備する」
平成30年3月	北見市第5期障がい福祉計画（H30～32） <ul style="list-style-type: none">北海道が定める障がい福祉圏域内の町と協議のうえ整備。 （数値目標：1か所）

整備検討委員会設置以降

平成30年5月31日	第1回北見地域の地域生活支援拠点等整備検討委員会 <ul style="list-style-type: none">3市町、道(オホーツク総合振興局)、北見市委託相談支援事業所、地域づくりコーディネーターの参画による検討組織を立ち上げ。整備の方向性や検討スケジュール等を協議。
平成30年8月28～29日	道内先進地視察 <ul style="list-style-type: none">圏域で拠点を整備している上川中部北4町と富良野圏域、さらに、民間2法人による共同運営をしている旭川市の基幹相談支援センターを視察。
平成30年10月1～2日	地域生活支援拠点等整備検討に係るアンケートについて <ul style="list-style-type: none">3市町共同で実施。対象者は、年齢が16～65才の3障がいの手帳所持者と、難病患者(関係団体経由)、年齢制限なく重症心身障害児者。
平成30年10月4日	第2回北見地域の地域生活支援拠点等整備検討委員会 <ul style="list-style-type: none">視察結果、社会資源状況等の調査結果について、情報共有。3市町の基幹相談支援センターのあり方、拠点機能の具体化について、今後、協議検討の加速化を図ることで合意。
平成30年11月7日	北見市議会福祉民生常任委員会の道外先進地視察 <ul style="list-style-type: none">市内に複数箇所の「多機能型拠点整備」を行っている千葉県柏市の取組について視察を実施。議会事務局から視察結果報告の情報提供を受け、当該情報を整備検討委員会委員に情報共有。

アンケートについて（実施分）

アンケート回収結果(H30.12.12現在)				
内 訳	発送件数(A)	回収件数(B)	有効回収件数	回収率(B/A)
北見市	1,596	797	精査中	49.9%
訓子府町	147	81		55.1%
置戸町	76	47		61.8%
合 計	1,819	925		50.9%

北見市の発送数には、重症心身障がい児者の21件含む。

アンケート項目

- 問1：性別 問2：年齢 問3：住所地 問4：障がい区分
 問5：障がい程度 問6：障害年金受給有無 問7：障害年金受給額
 問8：住まい 問9：一緒に暮らしている人 問10：問9の方の年齢
 問11：一緒に暮らす方が不在となった場合等に、どこの暮らしを希望するか
 問12：問11で施設入所、GHと回答の方は、どこの地域でのサービスを希望するか
 問13：問12で回答の方の、サービス利用時期
 問14：問13で回答の方は、サービス利用開始前に体験を希望するか
 問15：問11で回答した方は、暮らす場所以外にどのような支援が必要か

アンケートについて（実施分）

アンケート項目

問16：問8で入所施設、グループホーム、入院中と答えた方は、そこを出て生活することを希望するか

問17：問16で「希望する」「はっきり希望していないが、将来のこととしては興味がある」と答えた方は、どこ(の住まい)での暮らしを希望するか

問18：問17でGH、ひとり暮らしと答えた方は、どこの地域でのサービスを希望するか

問19：問18で答えた方は、その時期はいつ頃を予定しているか

問20：問19で答えた方は、その時期の前に体験を希望するか

問21：問17で答えた方は、暮らす場所以外にどのような支援が必要か

アンケート結果取りまとめ

平成30年12月末（予定）

5 . 拠点等整備に向けた課題について

「面的整備」の意義(価値や重要性)を理解してもらうのが難しい

拠点等の取組情報の公表（国(技術的助言関係)資料抜粋）

「面的整備型」の場合については、必要な機能等を包括的に明示するなど、わかりやすく伝えるよう工夫すること。
(公表を通じて、)拠点等が自らの取組と他の地域の取組とを比較することも可能となり、自らの拠点等の運営の改善にもつながることが期待できる。

- この整備手法は、既存の社会資源の中から、基本となる5つの機能を担う体制（拠点）を整備することになるが、例えば「体験の機会・場」の機能を担うところの指定に当たっては、公平性・中立性を確保する必要性があることから、まず、北見市内13カ所のグループホームに対して、複数の関係事業所（包括的な支援体制）を、拠点として位置づけることについて説明をする必要があると考える。
- 包括的な支援体制とするのは、障がいのある方等の重度化・高齢化や「親亡き後」等に備えるため、より円滑に、効果的な支援を行えるよう、これまでの事業所ごとの取組から、事業所間の連携を密にした一体的な取組（相互補完的な支援）へとする必要があるため。
この考えを、各関係事業所に理解してもらえかが課題と考える。

医療的ケアが必要な障害者等に対しての専門性の確保

- ・ 現在、北見地域において、重症心身障害児者は20名強。
関係医療機関からは、医療技術の進歩等により、今後も、重症心身障害児者の数は、減少しない旨の意見有。
- ・ 重症心身障がいの子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等
デイサービスが、北見市内に1カ所確保されているが、ニーズを踏まえ、
第5期北見市障がい福祉計画で、さらに1カ所増としているが、受け皿
の目処はたっていない。
(医療的ケアの対応スキルがある医療従事者の確保が困難)
- ・ 重度訪問介護事業所等で、医療的ケアが必要な障害者に対する支援を
行っているところでは、専門的な対応ができる人材の養成に労力(手間
暇)がかかっている、必要な支援体制の確保に苦慮している。
(例：職員間の支援ノウハウの引き継ぎに労力を要す)

拠点等の総合相談窓口としての基幹相談支援センターの設置

北見市の委託相談支援事業所4箇所の状況（計画相談対応業務含む）									
29年度(H29.4～H30.3)実績									
事業所名	相談対応実人数			相談対応延べ人数					
	総数 (A+B)	計画相談登録者数(A)	その他(B)	総数 (C+D)	月平均	サービスを利用している人(C)	月平均	サービスを利用していない人(D)	月平均
4箇所合計	621	484	137	2,774	231.2	2,318	193.2	456	38.0
1箇所平均	155.3	121.0	34.3	693.5	57.8	579.5	48.3	114.0	9.5
小数点第2位を四捨五入									
相談支援の業務に従事する者の人数（H30.4.1現在）									
事業所名	相談支援専門員				相談支援専門員以外の者				
	常勤・専任	常勤・兼務	非常勤・専任	非常勤兼務	常勤・専任	その他			
4箇所合計	6	6		2	1	1			

- 新たに、3市町の基幹相談支援センターを北見市内に設置し、運営については、民間法人に委託予定。

「地域の相談支援体制の強化（相談事業所への指導・助言、人材育成支援等）」、「地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート」、

「自立支援協議会事務局」を主な業務として考えている。

- また、センターの運営法人については、それぞれの法人の強みを活かした共同運営が望ましいとの、拠点整備検討委員会における意見を踏まえ、委託先は複数法人による共同事業体を考えている。
- こうした考えの下、北見市の委託相談事業所4カ所を含む、市内14カ所の相談支援事業所の中から、公募により委託先法人を選定する予定だが、どこの法人も、基幹相談支援センターに必要と認められる能力を有する専門的職員を確保することは容易ではない状況。
- さらに、3市町の厳しい財政状況の中、新規事業となるセンターの運営委託費の予算確保が必要。（立ち上げ支援的な事業ではなく、後年度負担の伴う継続的な事業であることから、庁内関係課、議会等の理解を得られるような説明内容(必要性)が求められる。）

6 . 地域生活支援拠点等のイメージ図（検討中）

- ・ 3市町で設置する基幹相談支援センターを中心とした面的整備。
- ・ 既存の施設や事業所等が分担して担い、効果的な支援が確保されるよう市及び相談支援事業所が関係機関、事業所と連携し、各種サービスの調整を総合的に行う体制の整備を図る。

